

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成30年 6 月29日
【会社名】	株式会社コンセック
【英訳名】	CONSEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 佐々木 秀隆
【本店の所在の場所】	広島市西区商工センター四丁目 6 番 8 号
【電話番号】	(0 8 2) 2 7 7 - 5 4 5 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 寺本 泰之
【最寄りの連絡場所】	広島市西区商工センター四丁目 6 番 8 号
【電話番号】	(0 8 2) 2 7 7 - 5 4 5 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 寺本 泰之
【縦覧に供する場所】	株式会社コンセック東京支店 (東京都江戸川区中葛西三丁目 4 番 4 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金4円。(うち、普通配当3円、設立50周年記念配当1円)

第2号議案 株式併合の件

平成30年10月1日を効力発生日として、当社普通株式について、10株につき1株の割合で併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、次のとおり定款を一部変更する。

発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定されている発行可能株式総数を2,860万株から286万株に変更する。

当社株式の売買の利便性及び流動性の向上を図るため、現行定款第8条(単元株式数)が規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する。

現行定款第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	12,083	22	-	(注)1	可決 99.81
第2号議案	12,069	36	-	(注)2	可決 99.70
第3号議案	12,065	40	-	(注)2	可決 99.66

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上